明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令（総務九四）　一
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、再生関係　二
特殊法人等
平成二十六事業年度財務諸表（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園・独立行政法人労働者健康福祉機構）、入札公告（独立行政法人国立美術館・日本放送協会）、弁理士登録、特定計量器型式承認、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　三
会社その他　三五
会社決算公告　三六

省　令

○総務省令第九十四号

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令

第一条中第百三十五項を第百六十四項とし、第百二十一項から第百三十四項までを二十九項ずつ繰り下げ、第百二十項を第百四十八項とし、同項の次に次の一項を加える。

149　法別表第一の百七の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第十六条第一項若しくは第二十八条第二項の収入の申告の受理、その申告に係る事実についての審査又はその申告に対する応答

二　公営住宅法第十六条第四項（同法第二十八条第三項及び第二十九条第八項において準用する場合を含む。）の家賃若しくは金銭若しくは同法第十八条第二項の敷金の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三　公営住宅法第十九条（同法第二十八条第三項及び第二十九条第八項において準用する場合を含む。）の家賃、敷金若しくは金銭の徴収猶予の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

四　公営住宅法第二十五条第一項の入居の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答

五　公営住宅法第二十七条第五項若しくは第六項の事業主体の承認の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

六　公営住宅法第三十二条第一項第四号の明渡し請求（同法第二十七条第二項に限る。）に関する入居者の氏名の変更の事実の確認

七　公営住宅法第二十九条第七項の期限の延長の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答

八　公営住宅法第三十条第一項のあっせん等を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認

九　公営住宅法第三十四条の収入の報告の請求等に伴う入居者の氏名の変更の事実の確認

十　公営住宅法第四十八条に基づく条例による申請若しくは届出の受理、その申請若しくは届出に係る事実についての審査又はその申請若しくは届出に対する応答

十一　入居者及び同居者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

第一条中第百十九項を第百四十七項とし、第九十六項から第百十八項までを二十八項ずつ繰り下げ、同条第九十五項第三号中「申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出」を「申請等（申請、申出又は届出をいう。以下この号において同じ。）の受理、その申請等」に改め、「事実についての審査」の下に「又はその申請等に対する応答」を加え、同項を同条第百二十三項とし、同条中第九十四項を第百二十一項とし、同項の次に次の一項を加える。